



# 誰に届く？申請は必要？ 「資格確認書」完全ガイド

Before



従来の健康保険証

期限切れの保険証でも受診可能とする暫定措置は、7月末で打ち切られました。



2026年8月1日～

「マイナ保険証」



「資格確認書」

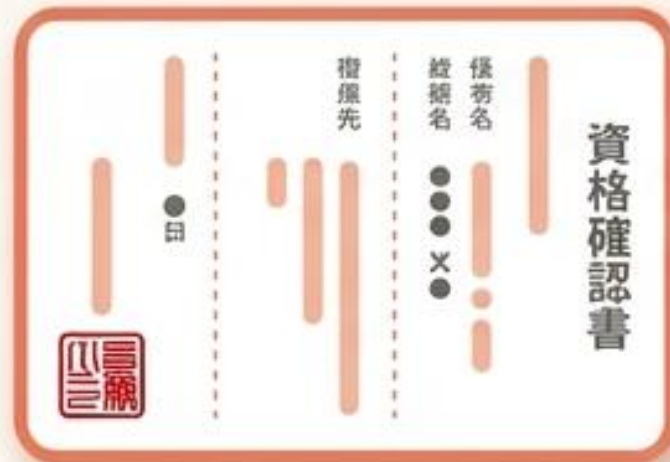


今後、受診の際には必ず上記のいずれかが必要となります。

# 「資格確認書」とは？



これまでの健康保険証と  
ほぼ同じ情報が記載されています。



医療機関の受付で、  
これまでと同じように提示するだけで  
診療を受けられます。



「マイナ保険証を持ち歩きたくない」「受診に不安がある」「使えない」などの場合、  
資格確認書入手いただくことで、これまで通り安心して受診いただけます。

# あなたの「資格確認書」はどうなる？

手続きが必要かどうかは、以下の「2つの条件」だけで決まります。

① 現在「マイナ保険証」を持っていますか？

⋮

② あなたの年齢はいくつですか？

→ 次のページから、あなたに当てはまる状況を探してみましょう。

# パターンA:マイナ保険証を持っていない人



**申請不要（自動で届きます）**

現在マイナ保険証をお持ちでない方には、原則として申請をしなくても  
ご自宅に「資格確認書」が交付されます。  
特別な手続きは一切必要ありません。

# パターンB: マイナ保険証を持っている人 の手続きマトリックス

**85歳以上**

**申請不要（自動で届きます）**

**75歳～84歳**

「マイナ保険証の利用状況」によって  
異なります。詳しくは次ページへ。 →

**74歳以下**

**原則、申請が必要です。**

詳細は各保険者（会社員は協会けんぽ、自営業者は自治体窓口など）  
にご確認ください。

# 75歳～84歳の方へ：利用状況による違い

過去1年間でマイナ保険証を6回以上利用し、  
かつ概ね直近3か月以内に利用しましたか？

はい

利用している



**申請が必要です**  
(申請用紙や方法は  
各自治体窓口へ)

いいえ

利用していない



**申請不要**  
(自動で届きます)



(※注意) 都道府県によっては、74歳以下と同様に  
「利用の状況に関係なく原則申請が必要」となる場合があります。

# 74歳以下で「自動交付」を希望する場合

マイナ保険証を持っている74歳以下の方は原則申請が必要ですが、以下の方法で「マイナ保険証を持たない状態」に戻れば、申請なしで資格確認書が送られてきます。

① 利用登録を  
解除する



② カードを  
返納する



③ 有効期限切れ



すべて【申請不要】での自動交付対象になります。

# 解除または返納の手続き

## ① 利用登録を解除する



ご加入の保険者にて、保険証としての利用登録を解除する手続きを行います。

各保険者（会社員は協会けんぽ、自営業者は自治体窓口など）へお問い合わせください。

## ② マイナンバーカードを返納する



マイナンバーカードそのものを返納します。

お住まいの自治体窓口で手続きを行ってください。

### ③ 有効期限切れと、それに伴う「注意点」

有効期限（5年、10年）が切れてから3か月以内に更新手続きをしなければ「持たない状態」となり、資格確認書が自動交付されます。

#### ！ ※カードの有効期限が切れると失われる機能

-  **本人確認書類としての利用** 
-  **マイナポータルへのログイン** 
-  **証明書のコンビニ交付** 
-  **e-Tax等の電子申請** 

# まとめ：あなたが次にすべきこと



## 時期を把握する

2026年8月1日から新しい仕組みが完全にスタートします。



## 自分の状況を確認する

マイナ保険証の有無と、年齢（85歳以上 / 75-84歳 / 74歳以下）によって「自動交付」か「申請」かが決まります。



## 迷ったら窓口へ

マイナ保険証の利用に不安がある方は、無理せず「資格確認書」をご利用ください。手続きに迷ったら、ご加入の保険者または自治体窓口へ。